

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
1	通所介護	報酬	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算のサービス実施（口腔体操の実施）及び記録については、言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員による直接実施ではなく、口腔機能改善管理指導計画を多職種共同にて作成していることから、職種に限らず専門職種の管理の下、提供してもよろしいでしょうか？	口腔機能向上サービスの実施については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日付け老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）第八2(4)①において、「サービス担当者に関連職種は、口腔機能改善管理指導計画に基づいた口腔機能向上サービスの提供を行う。」とされています。 ここでいう「サービス担当者」とは「言語聴覚士、歯科栄養士又は看護職員」を、「関連職種」とは「介護職員、生活相談員その他職種」を指します。 この他、口腔機能向上加算の実施に当たっての詳細は、当該通知を御参照ください。
2	通所介護	報酬	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算において、問診・モニタリング・評価については言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員が実施しなければならないのか？ もしくは口腔機能改善管理指導計画を多職種共同で作成していることから、関連職種でも専門職種の管理の下、問診や評価を記入する事は可能でしょうか？	問1の通知第八2(1)において「サービス担当者は、利用開始時においては、利用者毎に口腔衛生、摂食嚥下機能等に関する解決すべき課題把握を行う。」、同通知第八2(6)①において「サービス担当者は、目標の達成状況、口腔衛生、口腔機能等の改善状況等を適宜、再評価を行うとともに、サービスの見直し事項を含めた、口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断する。」、同通知第八2(7)において「サービス担当者は、口腔衛生、摂食嚥下機能等に関する解決すべき課題の把握を3月ごとに実施し、」とされています。 同通知には、当該課題の把握等の結果等について記録する者の具体的な記載はありませんが、当該課題の把握等を実施したサービス担当者が記録することが想定されます。 この他、口腔機能向上加算の実施に当たっての詳細は、当該通知を御参照ください。 (令和6年6月10日追加)